

# 「先住民族アイヌ」の法制史概要について

## ○論拠の観点 <国内事象☆と国際事象★>

(アイヌ民族の取り扱い —時代、交渉相手、場面により異なる)

- 1 土地・資源とそれから派生するアイヌ民族の各種権原との関係性  
・特に土地・資源の収奪(内国内化)、文化享有権(同化・強制移住)など
- 2 2つの憲法での捉え 実定法(北海道旧土人保護法など)とその機能  
・領土・国民(臣民)の法的押さえ、その決め方(決定権)
- 3 政府の国連機関への報告書など 一貫性の欠如を確認  
・関係法の趣旨と国連・ILO(先住民族)の人権基準に照らし

- ①1854年(安政元) ☆★日本国魯西亜国通好条約(日露親善条約) 初の国境設定 → 裏右面 解説1参照  
<アイヌ民族(蝦夷人・土人)の先住は両国とも自明、一方で頭越し>  
★ガルトネル事件(プロイセン) 99年租借契約を明治政府高額賠償で解消  
(明2) 1869年~ i) ☆明治政府 開拓使設置(人口約6万人/含アイヌ)  
ii) ☆4つの土地法(専ら和人に分配→アイヌ語では申請できない)  
iii) ★樺太千島交換条約(強制移住)  
1875年樺太アイヌ、1884年千島アイヌ、他道内での強制移住の記録多数
- ②1889年(明22) ☆ 大日本帝国憲法公布
- ③1899年(明32) ☆ 北海道旧土人保護法(初めてアイヌに土地下付)  
i) 給与地  
ii) 共有財産 共有財産の性格参照<重要> → 資料1
- ④1910年(明43) ☆ 『外国人土地法』(北海道は植民地/当時、樺太・台湾と同等の位置づけ)
- ⑤1911年(明44) ☆ 『貔虎騰騰保護条約』(アイヌは「土人」=先住民族)  
日・露・米・英4か国で締結した国際条約 → 裏右面 解説2・3参照
- ⑥1946年(昭21) ☆ 日本国憲法公布  
i) 自作農創設特別措置法  
ii) 北海道旧土人保護法の死文化
- ⑦1956年(昭31) ☆★ILOへの日本政府報告書 報告Ⅷ(2) → 資料2  
—独立国における先住民に関する生活と労働状況について/98項目の質問  
(同化し先住民でない)と明記、日本人と同等の進歩に達した→実態と大きく乖離
- ⑧1961年(昭36) ☆ 地方改善施設整備補助金
- ⑨1974年(昭49) ☆ 北海道ウタリ福祉対策/生活向上推進方策
- ⑩1980年代から ☆ 各人権条約監視委員会の勧告・懸念事項 → 裏左面参照
- ⑪1995年(平7) ☆★人種差別撤廃条約加入
- ⑫1997年(平9) ☆★札幌地方裁判所二風谷訴訟判決 → 裏右面 解説4参照  
(国際人権B規約第27条援用、「先住民族」と考えられる)
- ⑬1997年 ☆ アイヌ文化振興法制定 <文化のみの振興>
- ⑭2007年(平19) ☆ 『先住民族の権利に関する国際連合宣言』採択 (現在反対国なし)



## ③ ii) <資料1>

### ◎北海道旧土人保護法及び共有財産の性格

明治初期、開拓使は、幕藩体制時代の運上屋を肩代わりし衣食を与え、漁具一切を官給して漁労・鳥獣捕獲に従事させた。その収益金は、開拓使が保管して緊急に処して関係旧土人の救済費に充当した。さらに、それが明治32年の保護法に引き継がれて旧土人共有財産としての法律用語として法制に採り入れられ、衣食住の生活費を全額官給、漁具器具等の生業用具を与え、旧土人漁業組合を組織して就労させた収益金を開拓使が保管、旧土人の共同の目的、すなわち保護法執行の財源をこの収益に持つることとした。もし、不足する時は国庫より支出する旨も定められたが、第2次大戦の影響から昭和12年改正後は殆ど施行されなかった。

→共有財産はアイヌ文化振興等の業務に要する費用に充当(平成9年)アイヌ文化振興法施行に伴い北海道旧土人保護法他廃止。

### 「共有財産と鮭漁」のウエベケ(散文話)

・北海道旧土人保護法制定前は、アイヌが共有財産(魚場)で捕った鮭のうち生活のための「飯料(はんりょう)」という食用分や保存分の割り当てが保障されていたんだよ。

・制定後は、共有財産管理は北海道庁長官だけの専権となって、そのままほとんど活用されず今日に至ったんだ。上記、資料1の共有財産の性格などとなぎ合わせて考えてみると、「国連先住民族権利宣言」が採択された背景や理屈が分かるよ。

・そういえば、千歳の故白沢ナベフチ(M39生)や故小田イフチフチ(M44生)が子供の頃、家族と一緒に生活のために丸木舟を操って鮭を捕った、と話していたっけ。『火の神の横に』(洋泉社)

・故置野茂エカシ(T15生)も少年の頃、目の前で起きた鮭にまつわる強烈な事件を語っていたよ。

・父親が生活のためやむなく行った鮭の密漁が発覚、家に土足で上がった警察官に捕まり、つぶれた片方の目から涙を流した場面が載っていたっけ。

・家族の生活のため父親が身を挺して行ったこと、それを見ていた少年の気持ちを思うと、胸が詰まります。【アイヌの唄】(朝日文庫)

・つい僕たちの先代まで、このようなアイヌ民族の生活振りが続いていたんだよね。何百/千年も鮭漁などで暮らしてきたんだから先祖からの歴史の重みは分かっているよ!

・僕は、アイヌの先住権を認めていくことは、全然無理な話とは思わないけど...

・民主主義の下で、当たり前の社会、実質的な社会正義を進めたいことなんだと思うよ!

・現代のアイヌの生活すべてを見つめ直し、出来ることから改善していく、ウコチャランク(話し合い)によってね。

・未来のすべての子供たちに鮭を示すべきだし、夢と希望を持たせて欲しいな!

## <資料2>

<日本国連抜替: 翻訳>  
第1章: 政府からの回答  
P.4 【概括報告】  
○日本

(日本) 政府は、アイヌ民族に関する限り、先住民の保護と統合に対する国際文書の必要はないと考える。現今、報告(1)の趣旨における「先住民族」ではない。

従って、政府は(ILO)の質問書の個別観点の報告をすることを必要としない。現在、アイヌ民族は一般国民に完全に同化された結果、言語、習慣、文化、生活状況などの特質は、止むに至った。アイヌ民族は日本市民に付与されている経済的、文化的、社会的便宜のみならず、その上、政治的、法的便宜を享受している。

### —現在のアイヌの主な生活実態— ('06北海道の調査等から)

現在55歳のアイヌの60%が中卒、道外在住アイヌも含め厳しい労働環境、年取で生活している生活保護率は、同一居住市町村比1.6倍/北海道は大阪府に次いで全国二位、全国平均の1.8倍以上  
大学進学率は、同一居住市町村比の2分の1に満たない/北海道は全国平均の8割弱

**私たちアイヌ民族は日本の先住民族**  
**内閣官房に「アイヌ政策推進会議」設置! 政策検討に着手中**  
**法的措置による全国展開政策の実現へ**

### ◎「国連先住民族権利宣言」の概要—

先住民族が集団または個人として国際人権法体系において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享受する権利を有することを始め、先住民族及びその個人の権利及び自由について述べたもの。文化・教育・経済的権利並びに土地と資源など広範な権利が定められている。主権国家には、統合された先住民族との話し合いにより、社会正義の履行を促している。

#### 【宣言の主な権利内容】

- <第1条> すべての人権と基本的自由を享受する権利
- <第2条> 他の民族から自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと
- <第3条> 自決権/自由政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利
- <第5条> 独自の政治的、法的、経済的、社会的、文化的制度を維持・強化する権利
- <第8条1> 強制的同化又は文化の根絶を受けない権利
- <第10条1> 土地及び領域から強制的に移転されない権利
- <第11条1> 文化的伝統と習慣を実践・再活性化等する権利
- <第12条1> 精神的及び宗教的伝統、習慣及び文化を実践・発展等する権利、宗教的・文化的な場所を維持・保護等する権利、及び遺物の返還に係る権利
- <第13条1> 歴史、言語、口承伝統、哲学等を再活性化させ、将来に伝達する権利
- <第14条1> 固有の言語により、教育及び学習における固有の文化的方法に則した態様で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、管理する権利
- <第14条2> 国内で差別なく教育を受ける権利
- <第17条1> 国際労働法及び国内労働法により定められたすべての権利を享受する権利
- <第18条> 固有の手続きに基づき、自身によって選出された代表を通じて、自身の権利に影響を及ぼす事項に関する意志決定に参加し、かつ固有の意志決定機関を維持し、発展する権利
- <第22条> 本宣言の履行にあたっては、先住民族の高齢者、女性、児童、障害者の権利に特段の注意を払わなければならない
- <第24条1> 伝統的医療に関する権利を有し、いかなる差別もなく、社会的及び公共医療サービスを受ける権利
- <第26条1> 伝統的に所有、占有し又は他の方法で使用、取得してきた土地、領域及び資源についての権利
- <第28条1> 伝統的に所有・占有等してきた土地、領域及び資源のうち、同意なしに没収等された土地、領域及び資源に対して、原状回復を含む手段や平等な賠償といった手段によって補償を受ける権利
- <第32条1> 土地、領域及び資源の開発又は使用のための優先順位や戦略を決定・発展させる権利
- <第33条1> 慣習及び伝統に従って自己のアイデンティティや構成員を決定する権利
- <第35条> 共同体に対する個人の責任を決定する権利
- <第39条> 本宣言の権利を享受すべく、国家又は国際協力による財政的・技術的支援へのアクセス権
- <第46条1> 本宣言によるいかなるものも、主権国家・独立国家の領土保全あるいは政治的一体性を分割し、害する行為を促進するものと解釈されてはならない

## ○図表全体にわたる解説

1 資料1とウエベケ は、アイヌの生業の中心である鮭漁など共有財産(土地・資源/漁場)との関係性や江戸時代から現在に至る社会背景とその変遷を記述。(北太平洋に面するサケ文化圏の先住民族と大きく異なる)

2 資料2は、現憲法下、'56年、国際労働機関(ILO)が世界各国に98項目にわたる先住民の生活・就労等の調査をしたが、日本は戦前のデータだけのおおきな回答をした。'06年の道の生活実態調査を見ても実態との大きな格差があるのは明白。この時、ILOなどの国際機関相互には「同化主義」への反省があり、国連の先住民族権利宣言(案)作成作業の初動の契機にもなっています。

3 国際基準と法制史変遷及び生活実態を総合すると、内閣官房において未来志向による先住少数民族対策のあり方や歴史の総括を行う審議機関、常設の政府窓口での抜本的な取り組みが必要です。